

# 山北町スポーツ広場利用のしおり

山北町では、生涯スポーツの場として、登録団体にスポーツ広場を一般開放しています。利用方法については次のとおりです。

## 1. 利用できる団体

- ① スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体。
  - ② 山北町及び県西地域（小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡）に在住、在勤、在学の方で組織する10人以上の登録団体。
- ※ 山北町を拠点とし、団体の代表者が、町内に在住、在勤、在学かつ、町内に在住、在勤、在学の方で組織する10人以上の団体は「町内団体」として登録できます。

## 2. 団体登録の手続

教育委員会生涯学習課に「利用団体登録申請書・名簿・保険加入証の写し」を期限までに提出し、登録をしてください。

※ 登録申請期間を過ぎてからの登録はできません。

- 登録団体の構成員は、同一種目について二重登録をすることはできません。
- 団体登録の有効期限は、年度単位（4月1日～3月31日）となります。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。
- けが等事故が発生した場合、原則自己責任となりますので、必ずスポーツ・レクリエーション保険に加入してください。

## 3. 利用できる日時

開放月	開放内容		開放時間		
4月～11月	昼間	平日	① 8:00 ~ 13:00	② 13:00 ~ 18:00	
		土・日曜日・ 祝日	① 8:00 ~ 10:30	② 10:30 ~ 13:00	
			③ 13:00 ~ 15:30	④ 15:30 ~ 18:00	
	夜間		19:00 ~ 21:00		
	12月～3月	昼間	平日	① 8:00 ~ 12:30	② 12:30 ~ 17:00
			土・日曜日・ 祝日	① 8:00 ~ 10:00	② 10:00 ~ 12:00
③ 12:00 ~ 14:30				④ 14:30 ~ 17:00	

※ 教育委員会が指定する日は除きます。

※ 年末年始は12月25日から1月7日まで利用できません。

#### 4. 利用申込み手続

- 利用を希望する日の前月1日から1週間前までに「使用許可申請書」を提出し許可を受ける。ただし、申込みが重複しないよう利用者会議（抽選会）を偶数月の第3火曜日（休日の時は前日）19時から山北町役場で行い、利用日を決定します（翌々月から2ヶ月間の抽選を行います）。
- 利用申込の変更・キャンセル等は、速やかに教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。

#### 5. 使用料

- 昼間の使用料は無料です。
- 夜間利用（ナイター設備使用）については1回 4,400 円の使用料をお支払いください。  
【町内団体を除く】

#### 6. 鍵の貸出・返却

- 鍵の貸出・返却については、利用する日に、教育委員会生涯学習課（平日8：30～17：15）又は、役場警備員室（平日の夜間、土・日曜日、祝日）で行ってください。
- 団体間の鍵の引継ぎや又貸しはできません。
- 使用後は日誌に記載の上、22時までに鍵の返却をしてください。

#### 7. 注意事項

- ① 施設、器具を大切に使用すること。
- ② 使用後、必ずグラウンドを整備し、消灯・施錠の確認をすること。
- ③ 駐車場は、指定の場所へ駐車し、緊急車両の通路は確保すること。また、グラウンド内に車両は入れないこと。
- ④ ゴミ等は、各自必ず持ち帰ること。また施設内は全面禁煙となります。
- ⑤ 施設又は設備を、き損・亡失したときは、教育委員会生涯学習課へ速やかに連絡すること。また、故意又は過失によりき損・亡失したときは弁償していただきます。
- ⑥ グラウンド不良等による使用の可否は、教育委員会生涯学習課の指示に従うこと。
- ⑦ 使用許可を受けたものは、原則権利の譲渡・転貸はできない。ただし、教育委員会の許可を受けたものはこの限りでない。
- ⑧ 硬式野球の使用については原則認める。ただし、打撃練習や試合等を行うことはできないとする。
- ⑨ 以上の注意事項に違反した場合、使用の中止を命ずることがあります。

問合せ

山北町教育委員会生涯学習課

☎0465-75-3649